

角田市の給与・定員管理等について（平成 26 年度）

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 （平成 26 年 1 月 1 日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考） 平成 24 年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25 年度	31,066	12,481,480	573,434	2,331,971	18.7	19.0

（注）人件費には特別職に支給される給料、報酬等及び事業費支弁人件費を含んでいます。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人あたり 給与費 B/A	（参考）類似団体平均 一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25 年度	245	874,940	169,816	307,615	1,352,371	5,520	5,581

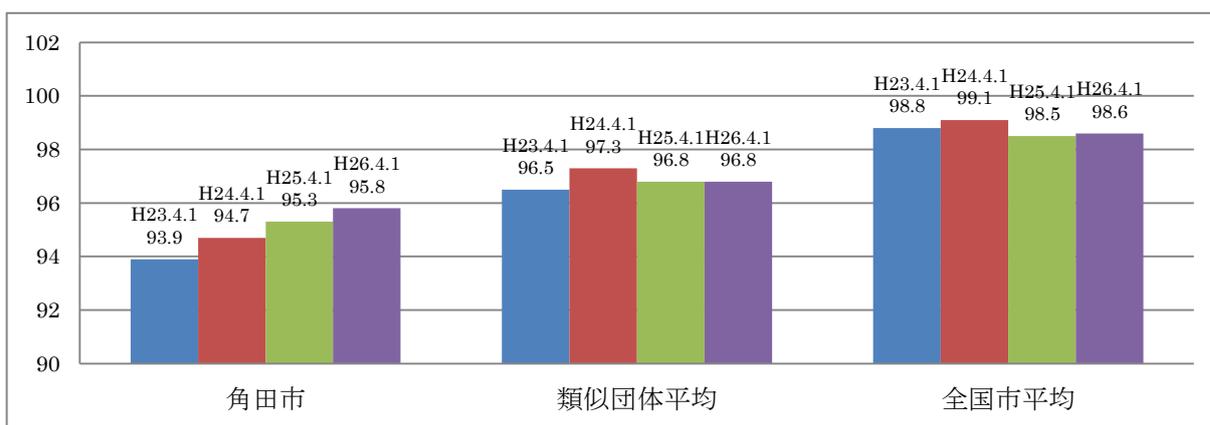
（注）1. 職員手当には退職手当を含みません。

2. 職員数は平成 25 年 4 月 1 日現在の教育長を含む一般職の人数です。

3. 特別職に支給される給与、報酬は含みません。

4. 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

（3）ラスパイレース指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



（注）1. ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

3. 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成23年4月1日と平成26年4月1日のラスパイレース指数を比較すると1.9ポイントの上昇と3年連続で上昇している傾向にあります。これは、昇給制度の見直しの検討段階にあり、国が実施している高齢職員の昇給制度の運用を行っていないこと等が要因です。昇給制度は組織全体の士気・活力の向上に資するものとして重要であることから、人事評価に基づく昇給制度運用の検討を進め、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的・安定的な運営に寄与するよう改善を行う見込みです。

（4）給与改定の状況

角田市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改正を行っています。

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。労務職給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

（支給割合）国に準じて改正

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、規則に規定

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

（6）特記事項

角田市では、平成27年4月1日より角田市独自に管理職手当を10%減額支給

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
角田市	41.0歳	305,189円	369,462円	332,990円
宮城県	42.5歳	325,697円	402,675円	360,391円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	43.0歳	322,530円	372,533円	346,990円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
角田市	50.1歳	11人	302,536円	346,526円	323,236円
宮城県	50.0歳	216人	334,856円	379,231円	359,866円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—円	326,611円
類似団体	50.1歳	20人	304,885円	326,598円	316,352円

(注) 1. 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		角田市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	—
	中学卒	121,600円	125,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	274,250円	298,400円	345,600円
	高校卒	210,800円	250,400円	288,400円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	—	—	—

(注) 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数です。

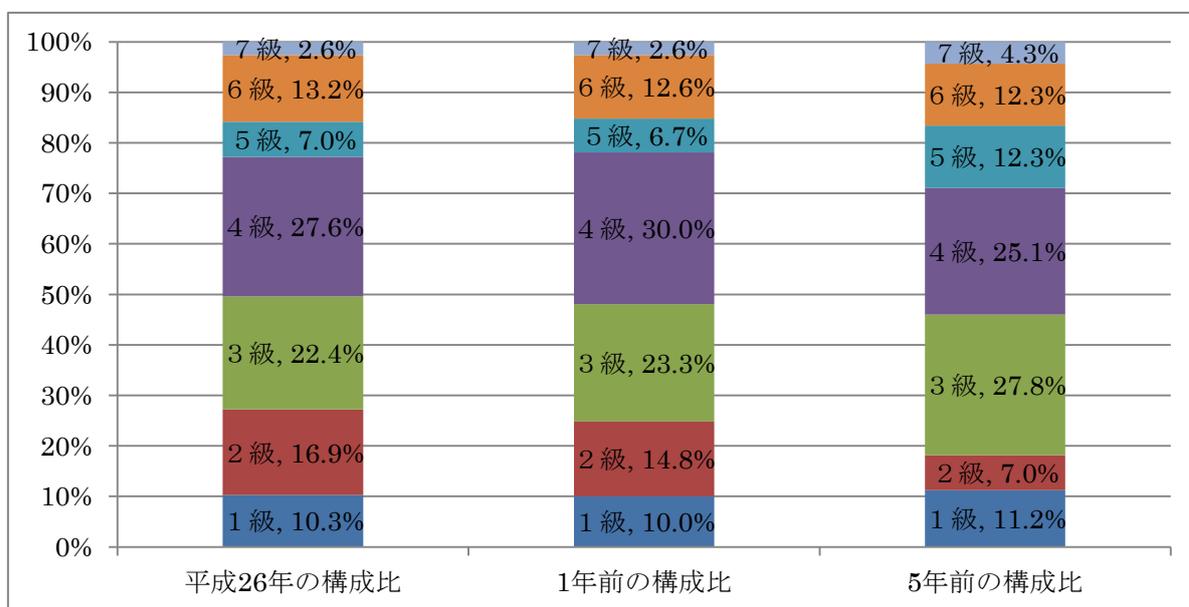
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	28人	10.3%
2級	特に高度な知識又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(主事、技師)	46人	16.9%
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	61人	22.4%
4級	課長補佐の職務または、職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹、副主幹)	75人	27.6%
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	19人	7.0%
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部次長、課長、参事)	36人	13.2%
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部長、会計管理者)	7人	2.6%
計		272人	100.0%

(注) 1. 角田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で従来の昇給幅を4分割され、1月1日から12月31日までの1年間における業績、能力等を評価(内申)し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給区分を決定することとしております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

角 田 市	宮城県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,256千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,634千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤務手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

基準日 (6月1日・12月1日) 以前の6ヶ月以内の期間における勤務成績 (業績、能力等) を適正に評価 (内申) し成績率を決定することとしております。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

角 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	9,464千円	23,810千円			

(注) 1. 角田市職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。

2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	0 人	18%
仙台市	6%	0 人	6%
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3%	0 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（25 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25 年度）		0.0%	
手当の種類（手当数）		8 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	業務に従事した職員	・感染症、伝染病に係る患者の救護作業	・1 日につき 500 円
		・感染症の病原体の処理作業	・1 日につき 500 円
		・在宅の感染症の患者の訪問調査、療養指導	・1 日につき 500 円
		・伝染病菌を有する家畜に対する防疫業務	・1 日につき 500 円
不快業務手当	業務に従事した職員	・行旅病死等人の取扱い（外勤）等の業務	・1 件につき 1,000 円
		・行旅病の取扱い（外勤）等の業務	・1 件につき 500 円
		・行旅病死等人の収容等の作業に使用した資材等処理作業	・1 件につき 250 円
		・非常時に設置した仮設トイレ等のし尿処理又は清掃作業	・1 件につき 250 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	85,571 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	406 千円
支給実績 (24 年度決算)	92,668 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	470 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長級 88,500 円 ・ 理事職 77,400 円 ・ 部次長級 72,700 円 ・ 課長級 62,300 円 ・ 参事級 51,900 円 ・ 保育所長等 49,600 円 ・ 保育所長補佐 46,300 円 ※ 平成 11 年 4 月から 10%減額、平成 21 年 1 月から平成 24 年 12 月まで 20%減額支給。	異なる	国は官職に応じ、俸給月額 117,500 円～31,700 円	28,295 千円	708,000 円
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 7. 1 人につき それぞれ 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 11,000 円) ※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	—	22,847 千円	199,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
住居手当	借家・借間に居住している職員 7. 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃－12,000 円 4. 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 (家賃－23,000 円) × 1/2 + 11,000 円で 27,000 円を限度	同じ	—	12,273 千円	262,000 円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額。ただし、その月額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円 × 支給単位期間の月数 2. 普通自動車等の使用者 7. 普通自動車等以外の使用者 使用距離（片道）により 2,000 円～24,500 円 4. 普通自動車等の使用者 使用距離（片道）により 2,200 円～33,000 円	一部異なる	通勤者の主たる通勤方法が国家公務員と異なることから、一部独自の手当。国の手当は次のとおり。2 のイについて、使用距離（片道）により 2,000 円から 24,500 円	10,963 千円	65,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60 km以上）を満たす職員 23,000 円 加算額 100 km～交通距離に応じ 6,000 円～45,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ	—	996 千円	17,474 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員</p> <p>勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日または休日等に勤務した場合</p> <p>職員の区分に応じ</p> <p>6,000 円～8,000 円</p> <p>ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を越える場合は、その額に 150/100 を乗じて得た額</p>	同じ	—	845 千円	30,179 円
災害派遣手当 （武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）	<p>災害応急対策または災害復旧のため国または他の地方公共団体から派遣された職員が、住所または居所を離れて、市の区域に滞在する場合</p> <p>滞在する日 1 日につき</p> <p>3,970 円～6,620 円</p> <p>（滞在期間、施設の利用区分により）</p>	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	4/1～ 755,200 円 (944,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,010,000 円 / 389,500 円	
	副市長	4/1～ 634,100 円 (746,000 円)	800,000 円 / 544,500 円	
報 酬	議 長	447,000 円	500,000 円 / 274,000 円	
	副議長	376,000 円	450,000 円 / 234,000 円	
	議 員	352,000 円	420,000 円 / 220,000 円	
期末手当	市 長	(平成25年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分		
退職手当	議 長	(平成25年度支給割合)		
	副議長	2.95 月分		
	議 員			
退職手当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副市長	944,000 円×在職月数×0.44	19,937,280 円	任期毎
		746,000 円×在職月数×0.26	9,310,080 円	任期毎

- (注) 1. 市長、副市長の給料月額は、平成14年4月からそれぞれ10%、5%、平成21年1月からそれぞれ20%、15%に相当する額を減額支給しており、()内は、減額措置前の金額です。
2. 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

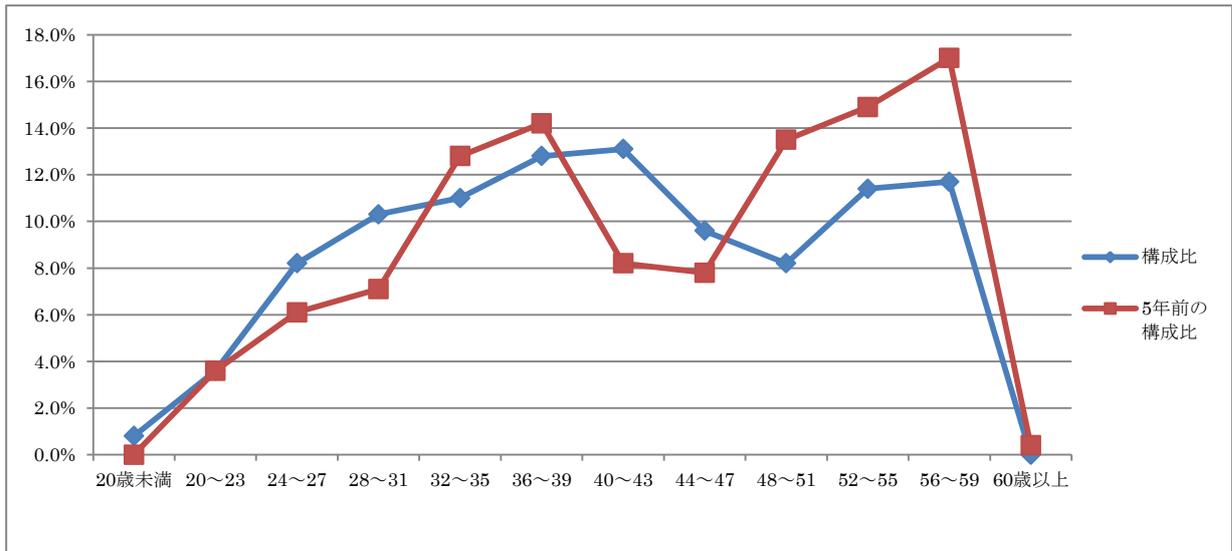
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 25 年	平成 26 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
		総 務	69	68	▲ 1	退職不補充による減
		税 務	14	14		
		民 生	48	49	1	待機児童対策による保育士の増
		衛 生	24	25	1	放射線対策除染業務関連の増
		農 林 水 産	18	19	1	有害鳥獣対策重点化等による増
		商 工	6	8	2	道の駅整備室新設による増
		土 木	21	20	▲ 1	震災復興業務減に伴う減
	計	204	207	3	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 66.63人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 69.15人)	
		教 育 部 門	41	41		
	小 計	245	248	3	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 79.83人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 91.64人)	
公 営 会 社 企 業 部 門	病 院					
	水 道	11	10	▲ 1	震災復興業務減に伴う減	
	下 水 道	9	8	▲ 1	震災復興業務減に伴う減	
	そ の 他	18	18			
	小 計	38	36	▲ 2		
合 計			283 [366]	284 [366]	1 [-]	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 91.42人

- (注) 1. 職員数は一般職に属する職員(教育長を含む。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含まず。一部事務組合への派遣職員、臨時または非常勤職員を除いています。
2. []内は、定数条例の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	23人	29人	31人	36人	37人	27人	23人	32人	33人	0人	283人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	215	211	211	205	204	207	▲8 (▲3.7%)
教育	42	47	49	42	41	41	▲1 (▲2.4%)
消防							
普通会計計	257	258	260	247	245	248	▲9 (▲3.5%)
公営企業等会計計	40	37	37	39	38	36	▲4 (▲1.0%)
総合計	297	295	297	286	283	284	▲13 (▲4.4%)

(注) 1. 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2. 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 平成 24 年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25 年度	916,266	▲50,258	77,822	8.5	9.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25 年度	11	44,160	5,128	15,931	65,219	5,929	6,123

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は平成 26 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 特記事項

平成 27 年 4 月 1 日より角田市独自に管理職手当を 10%減額支給

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
角 田 市	48.0 歳	334,541 円	494,080 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳		— 円

- (注) 1. 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市		角田市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（25年度） 1,448千円		1人当たり平均支給額（25年度） 1,256千円	
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	—千円	—千円	1人当たり平均支給額	9,464千円	23,810千円

- (注) 1. 角田市職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。
 2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	0人	18%
仙台市	6%	0人	6%
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（25 年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25 年度）		—	
手当の種類（手当数）		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（25 年度決算）	788 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）	99 千円
支給実績（24 年度決算）	1,637 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（24 年度決算）	136 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事 88,500 円 ・ 所長 72,700 円 ・ 副所長 62,300 円 ・ 参事 51,900 円 ※ 平成 11 年 4 月から 10%減額、平成 21 年 1 月から平成 24 年 12 月まで 20%減額支給しています。	同じ	—	2,127 千円	708,920 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 7. 1人につき それぞれ 6,500 円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1人について 11,000 円） ※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1人につき 5,000 円加算	同じ	—	1,578 千円	225,428 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 7. 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃－12,000 円 4. 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 （家賃－23,000 円）×1/2＋11,000 円で 27,000 円を限度	同じ	—	312 千円	312,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
通勤手当	<p>1. 交通機関等の利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額。ただし、その月額が55,000円を超えるときは、55,000円×支給単位期間の月数</p> <p>2. 普通自動車等の使用者</p> <p>ア. 普通自動車等以外の使用者 使用距離（片道）により 2,000円～24,500円</p> <p>イ. 普通自動車等の使用者 使用距離（片道）により 2,200円～33,000円</p>	同じ	—	323千円	64,560円
休日勤務手当	<p>休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数</p>	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日または休日等に勤務した場合 職員の区分に応じ 4,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	—	—